

2025-2027 年度 課題別研修
「品質・生産性向上（ベーシックカイゼン）
（カイゼンコンサルタント／トレーナー向け）（A）」に係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構九州センター（以下、「JICA 九州」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、公的な中小企業支援機関等又は民間において企業の経営指導に関わる人を対象に、カイゼンとも呼ばれる品質・生産性向上の理論と手法、更に人材育成に関するノウハウを学び、カイゼンに関する包括的な知識を習得することを目的とした研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定者を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、5S・カイゼンをはじめとする製造業における生産性向上分野での豊富な知見・経験ならびに産・官・学に渡る幅広い人材ネットワークを有し、その知見等は案件形成にも活用されています。また、過去の研修実施実績も豊富であり、途上国のニーズを踏まえ、本研修の目標達成の為に効果的な研修プログラムの提供が可能であることから、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2025-2027 年度課題別研修「品質・生産性向上（ベーシックカイゼン）（カイゼンコンサルタント／トレーナー向け）（A）」
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2025年度）：2025年10月6日～2025年11月21日（予定）
 - 2025年10月6日～2025年10月15日 遠隔研修（予定）
 - 2025年10月19日～2025年11月21日 来日研修（予定）
- (4) 契約履行期間（2025 年度）：2025 年 9 月 5 日～2026 年 1 月 21 日（予定）
 - ※2026 年度、2027 年度の実施時期は未定です。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含みます。
 - ※遠隔研修と来日研修を合わせたハイブリッド研修を想定。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

1. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
2. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
3. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
4. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
5. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
6. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
7. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

8. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

1. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
2. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
3. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
4. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2）その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2025 年度案件を第 1 回目として受託し、2027 年度まで計 3 回、本案件を受託可能であること。なお、2025 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2027 年度案件まで継続契

約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2025 年 3 月 28 日（金）10 時から 2025 年 4 月 11 日（金）16 時まで
	提出場所	JICA 九州 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書（別紙 3）、同確認書で提出を 求められている資料、応募要件に該当する全 省庁統一資格を有していない者は、参加意思 確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください）
(2) 審査結果 の通知	通知日	2025 年 4 月 15 日（火）
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 九州 研修業務課
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください）
	請求締切日	2025 年 4 月 21 日（月）
	回答予定日	2025 年 4 月 24 日（木）
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。

- (1 0) 契約保証金：免除します。
- (1 1) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2025-2027 年度 課題別研修
「品質・生産性向上（ベーシックカイゼン）
（カイゼンコンサルタント／トレーナー向け）（A）」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2025 年度に係るものである。2026 年度、2027 年度については、別紙 1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件 1）を参照。

1. 研修コース概要

（1）研修コース名

「品質・生産性向上（ベーシックカイゼン）（カイゼンコンサルタント／トレーナー向け）（A）」

（2）技術研修期間（予定）

【遠隔研修】2025年10月6日～2025年10月15日（予定）

【来日研修】2025年10月19日～2025年11月21日（予定）

（3）研修員（予定）

1) 定員 : 10 人

2) 研修対象国 : ベトナム、ベリーズ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ボリビア、エクアドル、パラグアイ、ペルー、セルビア

3) 研修対象組織・対象者：中小企業支援を行う官民の機関・組織（自国産業の品質・生産性向上を促進する機関又は組織）で中小企業の品質・生産性向上を促進する立場にいる人材（実務経験 3 年以上）

（4）研修使用言語：英語

（5）研修の背景・目的：

中小企業は全世界の企業の 90%以上を占め、雇用の 50～60%を創出しているが、開発途上国においては企業成長の阻害要因として、経営者の知識不足、従業員の技術・スキルの低さ、運転資金・設備資金の不足、複雑な各種行政手続きに対応するキャパシティ不足、金融機関による融資の受け難さ等種々の課題が指摘されている。これらを解決するためには、日本の経験も踏まえ、企業支援機関等による企業育成や政府の関与による民間企業の競争力向上を行うことが重要である。

係る状況下、本研修では、公的な中小企業支援機関等又は民間において企業の経営指導に関わる人材が、カイゼンとも呼ばれる品質・生産性向上の理論と手法、更に人材育成に関するノウハウを学び、カイゼンに関する包括的な知識を習得することを目的とする。

(6) 案件目標

中小企業の品質・生産性向上を指導する役割を持った参加者が、品質・生産性向上手法（カイゼン）の実践方法を習得し、カイゼンに関する知識の向上を図る。

(7) 単元目標（アウトプット）

- 1) 中小企業支援を促進する上での、自国および所属組織の課題を分析する。
- 2) 日本の中小企業支援サービスについて理解する。
- 3-1) ものづくり哲学、品質・生産性向上（カイゼン）を基盤とした品質・生産性向上の理論と手法を習得する。
- 3-2) 品質・生産性向上に必要な人材育成の手法を習得する。
- 4) 習得した知識を活用し、自国の中小企業の品質・生産性向上のための実用可能な方法を検討し、改善策が提案される。

(8) 研修内容

1) 研修項目

本コースのカリキュラム構成は、概ね以下の項目からなる。応募時に提出されるジョブレポートにて抽出された課題・問題点を念頭に置き、講義で学んだことについて自身で考え、実験・実習で理論を体得し、その結果、所属組織の課題に沿った行動計画を作成することを目指す。

- ア. 公的機関の中小企業支援サービス（技術支援など）に関する講義
- イ. ものづくり哲学、品質管理、生産性向上、カイゼン、5S（3S）、QCサークル（小集団活動）、PDCA サイクル、目で見える管理等に関する講義
- ウ. 企業内人材育成、企業内のカイゼン活動の取り組み事例に関する講義
- エ. 生産性向上手法等の実習
- オ. 公的技術支援センター、中小企業大学校、品質・生産性向上（カイゼン）を実践する企業（自動車、金属加工、食品、繊維等）などの視察
- カ. ジョブレポート発表会
- キ. アクションプランの作成（作成指導、発表会、討論）

2) 研修方法

プログラムは英語で実施する。通訳が必要な場合は、JICA が別途コースに配

置する研修監理員がこれを行う。

ア. 講義：

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。

イ. 演習・実験／実習：

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。

ウ. 視察・見学：

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。研究機関だけでなく民間会社等への訪問も含め、より適応範囲の広い技術が習得できるよう工夫する。

エ. レポート作成・発表：

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努める。

3) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済等についてオリエンテーションを行う。

3) 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025 年 9 月 5 日～2026 年 1 月 21 日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

本業務は、公的な中小企業支援機関等又は民間において企業の経営指導に関わる人を対象に、カイゼンとも呼ばれる品質・生産性向上の理論と手法、更に人材育成に関するノウハウを学び、カイゼンに関する包括的な知識を習得することを目的とした研修を行うものである。

(3) 詳細

1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成

- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信（来日研修時のみ）
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

4) 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。

- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上